

令和2年度第3回総合企画専門分科会概要

- 1 開催日時 令和2年10月20日(火)14時00分～16時00分
- 2 開催場所 滋賀県合同庁舎 7階 7-A会議室
- 3 出席委員(五十音順、敬称略)12名
上野谷加代子 金子秀明 岸本正俊 崎山美智子 谷仙一郎
谷口郁美 津田洋子 森恵生 森ちあき 山口浩次 山田容 幸重忠孝
- 4 欠席委員(五十音順、敬称略)1名
阪本重光
- 5 事務局
健康福祉政策課：奥田課長、浅岡課長補佐、安達主査、西村主事
- 6 進行
 - (1) 開会
 - (2) 事例発表
 - ・社会福祉法人 六心会 清水苑
 - ・SHIPS 多文化共生支援センター
 - (3) 次期「滋賀県地域福祉支援計画」の基本理念・基本方針・取組の方向性について

7 概要

〔健康福祉政策課長〕

本日は、お忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
定刻となりましたので、ただいまから滋賀県社会福祉審議会を開催いたします。
委員の皆様方には、何かとご多用のところ出席いただき誠にありがとうございます

。

平素は、県福祉施策の推進にあたりまして格別のご理解、ご協力を賜り、また地域福祉の向上のため、種々ご尽力をいただいておりますことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の審議会には、委員13名中12名の御出席をいただいております、委員総数の過半数となりますので、滋賀県社会福祉審議会条例第6条第3項の規定に基づき会議が有効に成立していることを報告させていただきます。

次に、本日配布している資料の確認をお願いします。

(配布資料説明)

不足がございましたら事務局までお伝え願います。

それでは、本日は、社会福祉法人六心会清水苑の奥村様、SHIPIS 多文化共生支援センター所長喜久川様に社会福祉法人の活動等についてご報告いただきまして、その後、次期滋賀県地域福祉支援計画の基本理念、基本方針、取組の方向性についてご意見をいただきたいと考えております。それでは議事に入らせていただきます。

進行につきましては、社会福祉審議会規程により分科会長をお願いしたいと思います。上野谷分科会長どうぞよろしく願います。

〔分科会長〕

皆さま、こんにちは。この分科会はいつも活発なご意見が出てきまして、時間ぎりぎりまでよいものにしたいというお気持ちが渦巻いている委員会でございます。そして、前回のお話の中で、いわゆる外国にルーツを持つ人たちの問題についても今回は取り上げないといけないのではないかとのご意見。そして、社会福祉法人施設からもより深く学びながら、私達の任務を果たすという学び好きの委員会でございます。非常にお忙しい中、社会福祉法人六心会様、SHIPS 多文化共生支援センター様にご無理をお願いしました。10分という大変短い時間ではございますが、どのような活動をされているのかをお話いただければ幸いです。

それでは、事例発表ということで事例発表の仕方について事務局より説明をしていただき、事例発表後に質疑応答がございますのでよろしく願います。

〔事務局〕

先程、ご紹介させていただきましたが、本日お越しいただいておりますのでは、社会福祉法人六心会清水苑の奥村様、SHIPS 多文化共生支援センター様です。

まず、それぞれ10分プレゼンテーションを資料等に基づいて行っていただき、その後全体に質疑ということで進めさせていただけたらと思っております。質疑につきましては、15分から20分程度と考えておりますので、よろしく願います。

〔分科会長〕

それでは初めに社会福祉法人六心会様よろしくお願いたします。

〔社会福祉法人 六心会〕

本日は、社会福祉法人六心会にこのような機会をいただきありがとうございます。

本日は4つの柱で報告させていただきます。

まず1つ目は、六心会の内容。2つ目は、地域における公益的な取組の概要。3つ目は、その展開。最後、4つ目は、当面の課題です。

まず、1つ目、六心会の概要を説明させていただきます。

資料の2ページ目をご覧ください。六心会は人口約1万1千人で高齢者が26.5%の旧五個荘町地域で事業を展開しております。

明治時代から人口はあまり変わっておりません。

六心会は93年8月に設立されまして、翌年に特別養護老人ホーム清水苑を開設いたしまして今年で27年目になる法人です。昨年度決算で10億8千万円の事業活動収入の規模がございます。常勤、非常勤合わせまして188名の職員が働いております。常勤が62%、非常勤が38%の比率となっております。

3ページは、六心会が経営しております施設を紹介しております。

1994年開設の特別養護老人ホーム清水苑、2005年開設の介護老人保健施設ここの郷、2014年に開設されました、全個室・ユニット型の地域密着型特別養護老人ホームきいとの概要説明です。

この3施設を経営しております社会福祉法人です。

2つ目の柱ですが、六心会の「地域における公益的な取組」の概要についてご報告します。

4ページをご覧ください。現在、六心会では、「福祉施設の空間・設備・人財活用プログラム」、「地域と施設の協働プログラム」、「五個荘地区地域福祉推進の事務局」の大きく3つの区分で事業活動を行っております。これらの活動の会議体は、地域貢献活動推進ミーティングという会議体です。メンバーはご覧のとおりです。なお、このカテゴリーにつきましては、本日、このような機会をいただき、それに伴って整理をしたものでございます。まだ、オーソライズにされていませんので、その点はご了承願います。

まず、最初の「福祉施設の空間・設備・人財活用プログラム」についてです。これは、主に地域密着型特別養護老人ホームきいとの空間・設備を地域に開き、そこで法人の専

門職がプログラムを提供するという事です。例えば、きいとサロンとありますが、OT・PT による伸び体操、いわゆるエロンゲーション体操を月1回実施しております。カフェについては、サロンと同日に開きます。管理栄養士が考案したメニューでボランティアと一緒に飲み物を有料で提供します。サロンは、隣接する施設の利用者、通所者、サロンで体操を終えられた地域の方々にご利用されます。

介護のイロハ勉強会は、ここの郷のスタッフが月1回実施しているものです。介護老人保健施設は、入所期間が最長3か月の在宅復帰支援施設です。利用者が自宅に戻るのに備えまして、家族や介護者を対象として月1回の介護教室を行うものであって、これを地域の方にも広く参加を呼び掛けているところです。

ワンデイ・ワークショップは、おいしい珈琲の入れ方や和菓子教室など、地元の職人や地元の講師を迎えまして、生活を彩る体験プログラムを実施しています。その実施状況につきましては、7ページの参考1、8ページの参考2をご覧ください。

7ページは、昨年度の利用者数です。8ページは、今年7月の開催いたしましたきいとサロンとカフェの様子を紹介しています。

これらの取組は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で中止をしております。一部は一旦、再開しましたが、10月末日まで中止となっております。今月に入りまして面会も徐々に再開しておりまして、こういった状況を鑑みて、特別養護老人ホームの空間を活用するプログラムをどうしていかうかと来週議論する予定となっております。

次に、「地域と施設の協働プログラム」です。

これは「コミュニティ食堂てんびんの里みなみ」で、いわゆる子ども食堂です。てんびん棒を担いで、全国を行商した近江商人の町で運営する子ども食堂です。この食堂は、清水苑に隣接する養護老人ホームきぬがさと地元の民生委員さん、地区社会福祉協議会役員、ボランティアの方々の参加によって2018年6月に清水苑の旧食堂を改装して開催し、2回目以降は特別養護老人ホームきぬがさで開催してきました。昨年11月以降は、インフルエンザ流行と新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。一斉休校もありましたので、全て中止です。

子供の姿が街角から消えました。今まで食堂に関わってくださっていた方々から子供達を心配される声を受けまして、清水苑でコア会議を開催しました。結果、3密にならない屋外、結神社で6月に再開して以降、毎月開催しています。参加状況については、資料9ページ、参考3-1にございます。資料10、11ページ、参考3-2-1、参考3-2-2は結神社を会場に再開したコミュニティ食堂の様子です。

屋外での開催ですので、天気には非常に気をもみます。結構雨が多かったです。ただ、自治会、神社の理解をいただきながら続けております。

今月 24 日に開催します。非常に日が短くなり、寒くなってまいりますので土曜日の昼間に開催することに変更しました。焼き芋でもしようかなと考えています。

次の柱は、「地域福祉推進の事務局」です。これは、目指していきたい姿でもあります。まず、その一つが「てんびん倶楽部」の事務局です。

2015 年に三方よし研究会のエリア版として、地区内の医療、福祉、専門職とのネットワークづくりを目的に開催しました。2 か月に 1 回開催しましたし、通算 33 回開催しております。

その下にありますが、五個荘地区住民福祉会議です。2017 年に、五個荘地区の住民福祉活動計画の住民福祉活動推進会議委員に理事長と地域支援担当が就任しました。昨年度は、ほぼ全ての自治体のヒアリングに伺いまして、自治体の福祉活動の現状と課題を「自治体福祉カルテ」に集約しました。この活動の発展形として五個荘地区でも東近江市生活支援体制整備事業第二層協議体として展開していこうということで関係者の合意で、五個荘地区住民福祉会議が立ち上がりました。その事務局を六心会委員会が担いまして、地域支援担当職員、兼任 1 名を地域福祉推進員に位置付けて活動を進めております。特に、五個荘地区地域福祉推進の事務局を目指していこうという過程において、東近江市社会福祉協議会と連携を図りながら進めていきたいと思っています。

五個荘地区住民福祉会議の概要は、資料 12 ページに掲載しております。

資料 13 ページは、地区社会福祉協議会、まちづくり協議会、てんびん倶楽部等の第 1 層、第 2 層、第 3 層のイメージ図となっておりますので、ご覧いただければと思います。活動の内容につきましては、迅速にタイミングよく情報を発信していこうということで 5 月、ホームページを立ち上げてまして様々な活動を紹介しております。

今、訪問している自治会の活動についても速やかにアップをし、五個荘の方々に情報を発信していこうと考えております。

3 つ目の柱は、「六心会における公益的な取組の展開について」です。

資料 5 ページをご覧ください。ポイントだけ説明させていただきます。

2015 年のてんびん倶楽部の開始、2016 年の地域支援員担当の配置は兼務ではありましたが、ポイントにはなりました。もう 1 名の職員は、清水苑開苑時から介護職員として勤務し、ケアマネージャー、部長とキャリアを積んだ五個荘出身の職員です。この職員のキャリアは、地域に出向いて行き、関係機関と協議をする時、専門性と地域性の土

台になっております。法人の地域展開の基盤とも言えると思います。

2点目は、2017年にきいの地域交流スペースを活用したサロンを展開したことです。

自法人の資源の地域開放は、基礎的な活動内容であり、起点になるということが2点目のポイントです。

3点目は、コミュニティ食堂の開始と地域社協やまちづくり協議会、自治会との関係の深まりです。この協働の経験から地域支援担当専任職員を4月から配置し、五個荘地区住民福祉協議会の事務局を担うという展開になっています。

最後4つ目の柱、「今後の展開に向けて」ということになりましたが、現時点では大きく3点あります。1点目は、職員一人ひとりの地域化です。当法人には様々な職員が働き暮らしを支えています。その専門性に磨きをかけていくとともに、一人ひとりが五個荘というコミュニティに眼差しを向けて関係性を豊かにしていきたい。例えば、民生委員さんや自治会長さんと送迎時、挨拶を交わすところから始まると考えています。そうした日々の実践を積み重ねまして、法人としてのフィロソフィーやキーストーンの見える化につながります。時間はかかるかと思いますが課題の一つです。

2つ目は、地域で安心して暮らすことができるよう支援する事業・実践の展開です。その一つが居住支援法人への志向と試行です。地域で安心して暮らすためには、住まいの確保とともに安心して暮らせるための相談支援体制づくりと近隣との人間関係を結び地域の一員としてともに生きることができる環境づくりが欠かせません。そのために、六心会では居住支援法人を志して、現在、東京の高齢者住宅財団の調査研究にも参加しながら地区社会福祉協議会、まちづくり協議会、市、市社会福祉協議会とともに実現に向けた検討に着手したいと考えております。

もう一つはネットワーク化とありますが、これはコロナ禍の経験からのことです。6月以降、私は、いくつかの社会福祉法人を訪問しました。十分な経験がない中で、情報を共有したい、コロナ禍で新たな社会福祉法人、新たな社会福祉法人の姿を考える必要があるといった声を聞きまして私も共感をしました。事業分野やボリュームは違えども、社会福祉法人が手を携えて利用者、家族、地域の福祉を守り、高めていく。そのようなネットワークづくりを市の地域福祉計画、ラウンドテーブルの再開を起点として社会福祉法人が当事者性を持って取り組んでいくことが必要であると考えております。

次に3点目、第二層協議体の事務局機能の発揮です。現在、自治会訪問をしております。自治会長さんは、自治会運営の担い手の高齢化、減少傾向の中で非常に苦勞されて

います。「大変」と言いながらも続けておられる。そういった活動は、本当に五個荘の宝だと思っています。そのような宝の価値を発信していけるよう、また、いろいろな人がアクセスできる事務局基盤を整備強化していきたいと思っています。そのためにも、協働を一層強化し第二層協議体の実践領域を開拓していきたいと考えています。

最後に、六心会における地域における公益的な取組もコロナ禍において制約を受けております。制限せざるを得ない時期が続いております。

この間、五個荘の様々な人からお話を聞きまして、また、場をともにして活動することで地域の力というものをすごく実感しております。

六心会は地域とともにあります。地域の一員として苦楽をともにして、ともに歩んでこそその社会福祉法人であると思います。公益とは地域とともに作り出していくものであって、公益性のある社会福祉法人の役割であると思い毎日活動していきたいと考えております。以上で報告は終わります。

ご清聴ありがとうございました。

〔分科会長〕

ありがとうございます。

それでは、続いて SHIPS 多文化共生支援センター様お願いします。

〔SHIPS 多文化共生支援センター〕

10 分で説明をするのはなかなか厳しいですが、与えられた時間の中で説明させて頂きたいと思います。

SHIPS 多文化共生支援センターは、2008 年 3 月のスタートいたしました。13 年目になっております。SHIPS 多文化共生支援センターを知っている、聴いたことがある、行ったことがあるという方は挙手をお願いします。

先程も申し上げましたとおり資料が 4 枚ございます。活動は、2 枚目から書いております。その資料に目を通していただければありがたいです。

まず、1 枚目の日本・滋賀県外国人登録者数をご覧ください。2019 年 12 月現在の人数です。日本に住んでおられる外国人が 293 万人で 300 万人近いということでございます。そして、国籍でいいますと中国、韓国、ベトナム、フィリピンが多いです。

滋賀県に住んでおられる外国人が 3 万 3 千人です。滋賀県の特徴としましては、ブラジル人が多いことです。そして、中国、ベトナム、韓国、フィリピン、ペルーといなっ

ております。そして、外国人の方が日本で仕事をするとすれば、ご承知のとおり在留資格が必要となります。資料下に日本に住んでおられる外国人の在留資格が記載しております。特別永住者、永住者、永住者の配偶者、日本人の配偶者、定住者ということでございます。それを合計しますと日本全体では、約 150 万人です。割合は 52%となっております。そして、滋賀県になりますと特別永住者が 3,760 人、永住者は、9,965 人、永住者の配偶者 460 人、日本人の配偶者 2,042 人、定住者 5,260 人、合計 21,487 人 63% ということでございます。

これはどういうことかと言いますと、この在留資格をお持ちの方は、日本のどこに住んでもよいということです。加えて、どのような仕事をさせていただいてもよいということになっております。下に記載しております技能実習生、留学生は、参考までですが、技術・人文・国際、特定活動、技能、家族滞在、特定技能と書いております。例えば、技能の方です。滋賀県の場合、215 人と少ないですが、技能の方の場合、滋賀県ですとインド料理店がたくさん開店されています。京都でインド料理店を始められ、そこで支店を増やしていく。インドやネパールから調理師として滋賀県、京都府に来て店を経営されているのが、技能という資格です。

この方が、賃金が少ない等の理由で転職したいと思われた場合、転職はできません。教授という在留資格もあります。京都の大学で先生として就職された方が、契約が 3 年で終了し、契約更新をしないでご本人が自ら他の大学を探し就職するのであれば継続できますが、就職先が見つからなければ日本の滞在期間は終了となります。

先程申し上げましたとおり、特別永住者、永住者、永住者の配偶者、日本人の配偶者、定住者はどんな仕事に就いてもいいです。特に滋賀県は全国平均 52% に比べ、63% と非常に高い割合となっています。永住者、定住者の子供さんは学校に入れない、拒むことができません。日本人と全く同じです。小・中・高等学校に行けますが、滋賀県に住んでおられる 21,487 人の方は、日本人と全く同じです。ただ、参政権がないだけです。仕事をしていれば社会保険、所得税はもちろんのこと、全く日本人と同じです。いわゆる、いつも声を大きくしていますが、滋賀県民の一人です。地域住民の一人です。そして、加えて申し上げますと、中国から急に呼び寄せで日本に来られた方は、日本語をしゃべれませんが、仕事があります。お弁当屋です。24 時間のお弁当屋です。そこで、ねぎを切る等の簡単な作業を担当し、主任の方が通訳しこれをしなさいと来日した翌日から仕事ができます。お弁当屋さんのほとんどではありませんが、夜の仕事は外国人が多いです。私は、究極論を申しますが、外国人の方が、日本は差別を受けて嫌だか

ら、母国に帰りますと言ったら、コンビニのお弁当は買えなくなります。それだけ、外国人の方は、日本人の目に見えない所で仕事をされているということです。それを解っていただきたいです。そして、先程申し上げたとおり、県民の一人である、地域住民の一人であるということです。

滋賀県の場合、33,929人ということで、人口比率でいくと2.4%です。日本全体は2.3%です。加えて説明しますと、留学生の数が非常に多いです。ただ、留学生の場合は、大学、専門学校。日本語学校も留学生扱いです。その方達は、日本語を学びたいということもございますし、稼ぎたいということでアルバイトをされます。その場合は、資格外活動ということで入国管理局に手続きをしましたら、週28時間だけ仕事ができます。コンビニ、居酒屋等で勤務できるということです。新型コロナウイルス感染症の影響で、仕事が減ったり、解雇される社会問題が出ています。

在留資格を持っておられる外国人のほとんどが非正規雇用者です。いわゆる派遣社員です。リーマンショックの時もハローワークに行ってくださいと言われても知らないのです。ほとんどの方が派遣会社に勤務されていますので、皆、自身のネットワークを活用するか、直接派遣会社に聞いておられました。

外国人の多くは、非正規社員ですので、時間給を聞いて、仕事を辞める、就職するかを決められています。

在留資格を持った方は、社会保険、国民年金も加入できますが、派遣社員ということで派遣会社がなかなか社会保険に加入していません。ご承知のとおり事業主と本人が1/2ずつ負担する必要がありますので、事業主が嫌います。リーマンショック後、ほとんどが社会保険に加入していませんでした。労働保険、雇用保険の加入もなかったです。リーマンショック後は、そのことが非常に問題になりました。ところが、コロナショックでは派遣会社も労働保険、雇用保険も加入していますので、失業保険を受給できるため大きな問題は出てきませんでした。ところが、先程、申し上げましたとおりまだまだ社会保険の加入は少ないです。

滋賀県は、ブラジル人、日経系人が非常に多いです。1990年に入国管理法が改正され、多くの方が来日されました。30年が経過しています。40代から滞在されている方は70代、30代だった方は、60代になられています。いよいよ体力的に働くことが難しくなる歳になっています。しかし、年金をほとんど受給できません。リーマンショック後、加入していても加入年数が少なく、年金金額が少ないです。65歳で体力的に仕事を続けるのは難しくなり、生活保護を受給する人が増えてきます。現在も増えてきていま

す。

そして、これから10年後は、介護が出てきます。

先日、65歳を超えられた方が相談に来られました。日本に滞在して20年経っておられます。ブラジルに奥様、子供さんがおられましたが、奥様は亡くなりました。僅かですが、年金を受給されています。しかし、日本での生活は難しいので、ブラジルに帰ろうかなということですが、2000年から20年近くブラジルに帰っておられません。帰っても浦島太郎状態のため、帰国されてもすぐに社会に馴染めるかということです。そのため、ブラジルに帰るのも地獄、日本で生活するのも大変かなと思っています。

これから外国人の方が年金を受ける。そして、日本人と同じように介護を受けるということを思っただけであればありがたいです。

SHIPS 多文化共生支援センターは、6年間、日本語教室を開催してまいりました。2018年度で終了しました。これは全国的に文部科学省の事業ですが、子供が中国、フィリピンが多いです。お母さんが死別、離婚し日本人と結婚する。そして、子供が義務教育を終えて日本に呼び寄せる。そのようなケースが全国的に非常に多いです。日本語が全く話せないため、親にいつまでもおんぶされていてはいつまでも自立できないということでも少なくとも高等学校につながぐためにこの事業を実施してきました。

2016年に教育機会確保法が成立しまして夜間中学の設置が自治体に義務付けられました。滋賀県では検討の結果、設置は見合わせられました。6年間実施してきましたが、行政がやるべきことだということと夜間中学校が2年先、3年先に滋賀県にできるのであれば手立てもできますが、検討委員会が積極的でないということがわかりましたので事業を中止することにしました。今でも教室の開講の問い合わせを受けます。

夜間中学校は、外国人だけではなく、不登校になった子が高校中退した場合は、最終学歴は中学卒業になります。その子達が勉強し直す場にもなりますので、滋賀県にも夜間中学校ができたらいいなと思っています。

最後ですが、子ども食堂を2016年7月から始めています。私達は、子供、大人、日本人、外国人、障害者、健常者、ひきこもり等地域のホッとする居場所づくりとして開設しています。一度来ていただければ、中国人の大人、子供、障害者の人もおられます。外国人、障害者を見ると、距離を置きがちになりますが、幼少期から身近に外国人、障害者と交流を持つ環境で子供を育てていくことが大切だと思います。私も障害者の人を受け入れて気付きましたが、子ども食堂がいきいきしています。身体的な障害で寝たき

りの方も子ども達の声が聞こえてきます。また、普段、小食の子供がたくさん食べます。これから、あらゆる人がホッする居場所づくりとして子ども食堂を続けていきたいと思っております。残念ながら今年の3月から9月まで7か月間休みました。10月から再開いたしますので、ご期待いただければと思います。以上になります。ありがとうございました。

〔分科会長〕

ありがとうございました。

本当に短い時間で申し訳なかったと思いますが、どうぞご質問やご意見がございましたら。いかがでしょうか。

〔委員〕

自分自身も知っていなかったこともあり非常に勉強になりました。ありがとうございました。

六心会の話に関連しまして、社会福祉法人の地域支援担当の配置ということでどう捉えたらよいのですか。一般的なこととして捉えていいのか、六心会さんが力を入れられているのでしょうか。

これから地域での社会福祉法人さんの力を活かして何かに取り組む時、当たり前のこととして聞いてしまうと少し違うのかと思いましたので。社会福祉貢献や地域貢献の取組、それぞれの法人さんが実施されているのは彦根でも伺っていますが、そのあたり客観的にみてどうなのかと思いましたので。もしよければ情報をお聞かせいただければと思います。

〔分科会長〕

はい。ありがとうございます。

いかがでしょうか。まず、社会福祉法人六心会様、社会福祉法人としての特別な考えがあるのでしょうか。

〔社会福祉法人 六心会〕

まず、六心会に地域支援担当という職員を配置したのは2つの背景があると考えております。1つは、必然性です。地域の方々とともに、事業展開をしていくと、法人にそ

の窓口や専ら担当する職員を置かないと地域の方々と協働できない、信頼関係がつかれないということがあります。法人が地域に向けた顔を置くというのは、地域とともに活動する必然の流れとして職員を配置するということです。

もう1点が、多くの法人がそうであったかもしれませんが、28年に社会福祉法が一部改正された時に第24条で社会福祉法人の地域における公益的な取組の努力義務が規定され、社会福祉法人が今までの地域での関わりを振り返りながら、私達の法人ではどうしていこうかと模索しているところだと思います。六心会は、必然性ととともに五個荘地区住民福祉会議を協議体の役割を持ちつつ立ち上げたという流れの中で制度改正の潮流も背景にしながら進めてきたということもあります。

こういった流れがスタンダードなものだとは思いませんし、それは地域と法人の関わり、法人の経営方針、そういったものの個別性のあるものだと思います。私達は、五個荘地域の中でこういった取組をしているということです。

〔分科会長〕

県下の状況を谷口委員、どうぞ。

〔委員〕

数字として捉えられていませんので、申し訳ないのですが、職員や担当の名称を地域支援担当というふうに位置付けて外向けに書いてらっしゃるところは多くないと思います。ただ、古くはボランティアコーディネーターという名称で役割を持っておられる方が地域のサロン等で外とのつながりの担当として研修会に出席されたり、事業もやっ
てらっしゃいます。

今もその形でボランティア活動だけでなく、地域との関わりの中で何か企画をする時は、ボランティアコーディネーターが窓口になって、法人として位置づけられてらっしゃる所は数として多いように思います。

私が、地域支援や地域との連携事業を担当する方がおられることに気付いたのは、縁創造実践センターの取組を6年前に始めた際、例えば、子どもの居場所や子ども食堂、フリースペースの相談を法人の施設長さんに相談させていただいた時、どの施設の打ち合わせ会議にもそのような職員さんがいらっしゃいました。位置づけの仕方はさまざまですが、いらっしゃるといことです。

〔分科会長〕

ありがとうございます。その他情報がございましたらどうぞ。

昔は、実習担当、ボランティアを入れるということで副理事長、副園長が出てきた時代から今おっしゃったとおりになっています。また、法改正の流れの中で、お心のあったところは割とまとまって取り組まれておられますし、まだまだ取り組まなくても社会福祉法人として生きていけますので、取り組まれているところはすごく少ないと思います。六心会は、日本全体の経営協議会の役員をされていますので、最先端の動きをなされています。特に、六心会理事長は、若手経営者として優秀なメンバーとしてお聞きしております。

〔委員〕

前回の会議の時、非常に地域の中で活動をしてきて一定の理解を得てきたと思いがら、新しい生活施設、グループホームを建てるとなると、あまり知らなかった人から正面切って不安の声をあげられる訳です。それは当然のことだと思います。

滋賀県地域福祉支援計画に、三方よしがあります。受け手よし・支え手よし・地域よしとありますが、地域にとっては、施設ができることはあまりいいことではないのです。よく昔は言われました。「バザーはするな。」「物資斡旋に来るのだろう。」「買ってくれ。手伝ってくれ。くれくればかり言うのだろう。」と言われていました。

分科会長がおっしゃったとおり、私達も障害者、契約している人達だけにメリットのある施設では何もよくないということで、地域にとってメリットがないといけないと思います。いざという時、その法人に行けば保健師がいるとか、そういうことを提供していかないといいないです。また、私達が地域の中に分け入っていくというのは、地域の中で暮らしている人が普通に暮らしていけるように、こういったことをやっていると知ってもらうために、地域の活動の中にお弁当であったり、仕組みの中に入りこんでいたり、町の中で働いたりということで、彼らを町の中の一人。地域の人として支えていくという姿勢で出ていますが、法人全体として地域化するというところまでいっていないなと思って聞いていました。自治会の位置付けの中に、社会福祉法人も当然、地域の一人だとなっているのはすごいなと思いました。

〔分科会長〕

いかがでしょう。

〔委員〕

大津市社会福祉協議会は、法人の連絡協議会をつくられ、実態把握を社会福祉協議会としてされていますが、彦根市社会福祉協議会はまだ体制ができていません。本日、色々な事業、地域との連携の話を聞かせていただき、非常に勉強になったなと思いつつ、彦根でここまで取り組まれている所はあるのかと素朴な疑問を持ちました。これから先の地域福祉を推進していく中で、一つの力強いものだと思います。位置づけというと上から目線になってしまいますが、全体把握、実態把握も含めて計画の中に入れていけたらいいのかなと思いました。

〔委員〕

とても刺激的な実践を伺ってありがとうございました。

私は、個々の法人の志として進めようとしても分かれると思います。そういうことを目指している訳ではありませんが、何らかのインセンティブが発生していく構造をつくらないと循環しないと思います。検証制度だけでいいのか分かりませんが。今日、お話を伺って私にできることは、学生に紹介することだなと感じました。こういう素晴らしい実践をされている介護施設というだけでなく、ソーシャルワークをコミュニティの中でしている施設であるという風に紹介すること。少なくとも広げていけるし、学生の選択肢に広げていければいいなと思いました。伝えていって、地域の中で関係をつくっていくのも重要なことかと思いました。以上です。

〔委員〕

貴重な発表ありがとうございました。

協議体を第二層社会福祉法人さん、老人ホーム等を運営されている所がされている例があまりないと思いますが、東近江市の他の地域の協議体、地域支え合い推進員は、地域福祉コーディネーターですね。他のところはどんなことをされていて、どのような連携を取られているか教えてください。

〔社会福祉法人 六心会〕

まだ、東近江市 14 地区全部で協議体が設置されているわけではなく、現在、第二層協議体の事務局を社会福祉法人に設置しているのは、五個荘だけです。他は、例えば、住民コー

ディネーターさんという形で配置されていると聞いています。市社会福祉協議会の職員さんがそれぞれの地域に応じた形で協議体づくりを応援してくださっています。五個荘地区は、六心会が職員を配置しています。それぞれのコミュニティごとの背景、特徴によって社会福祉協議会が応援してくださっているという形です。

〔委員〕

協議体の運営費で 65 万円と書いていますが、生活支援コーディネーター分は別ですか。

〔社会福祉法人 六心会〕

市からは 50 万円の業務委託を五個荘地区住民福祉会議にいただいています。委託いただいております。

今年度は、各自治会を回って「五個荘の財（たから）事例集」を作成する予定です。その印刷製本費にほとんど充てられますし、地区社会福祉協議会からは 10 万円ほどは人件費に充てたらどうかということで賃金に充てる予定です。2 人分の人件費は、法人の負担です。もう一人の職員は、施設ケアマネージャーの介護報酬です。

〔分科会長〕

いかがでしょうか。

お金の話ができましたが、私の方から喜久川さんに、この活動をされるのに財源の構成を教えてください。

〔SHIPS 多文化共生支援センター〕

私達は、市民団体ということで館長が会社経営をされています。社会の還元、社会の奉仕ということでグループ会社が持ち出しということです。

その中で、リーマンショックの後は、日本語教室をやってくださいということで草津市の委託事業で 5 年間やりました。また、生活相談を 5, 6 年滋賀県の国際室の委託事業で実施しました。それから、介護保険の初任者研修を 3 年間実施しました。その中で、私の人件費は出ておりません。少しの使用料をいただいてやっていました。

〔分科会長〕

それを踏まえて何か要望等はございますか。

〔SHIPS 多文化共生支援センター〕

やはり日本は少子高齢化の中で、まだ多くの中国、フィリピン、ブラジルからの呼び寄せがまだまだあります。子供達の教育です。その子供達が将来、その地域あるいは日本を担う大事な子供です。

昔、中国の残留孤児が来られて、国から何ら支援がなかったです。地域のボランティアの方の力によって、日本語教室等の運営をされました。リーマンショックの後、文部科学省が呼び寄せの子供を受け入れ可能としたので、事業ができました。

今、税金をかけたら、大きくなってから、きちっと日本の教育を受けて、地域社会で暮らすためには日本語が大事ですし、最低でも高校を卒業することが大切だと思います。高校を卒業すると、選択肢が広がります。子供に夢を与えるということになります。今、税金をかけるとその子達が成長したら納税という形で返ってくるのではないかと思います。

やはり、子供達の教育、呼び寄せの子供達に日本の高校に行けるように継続して事業をやって欲しいと思っております。

また、これから外国人の方が介護を迎えるということになります。そして、年金があまり入ってこない。高齢ですので、仕事をすることが難しくなります。生活保護が増えるということです。

先日、知事がブラジル学校サンタナ学園に訪問され、いろいろと県の特産品を提供いただきました。また、朝鮮学校にも行かれて外国人にも大きな目を向けていただいています。

知事は、外国人に対し温かい気持ちを持っておられると思いますので、大変ありがたく思っております。

〔分科会長〕

ありがとうございました。

〔委員〕

多文化共生センターは、大津市社会福祉協議会の勉強会にお越しいただき、色々な連携を取らせていただいております。特にリーマンショックの時は、いろいろと連携いただきありがとうございました。先程のお話の中で、今のコロナ禍の中の減収で影響はあまりないとい

うことですが、今後問題が起きると思います。また、特例貸付の資料にも記載がありますとおり、外国人の方への貸し付けがたくさにございます。

大津市では1割程度ですが、市町によっては、半分以上、外国籍の方が相談に来られているということもあります。いずれこの貸付が終わりますので、その時に社会福祉協議会と多文化共生支援センターが連携しながら是非、リーマンショックの時のような連携プレーがまた必要になるかと思っています。

もし今の段階で考えておられることや、困りごとがあると思われることがあれば教えてください。

〔SHIPS 多文化共生支援センター〕

リーマンショックと比べますと、リーマンショック時は、社会保険、雇用保険に加入しておらず、すぐ解雇となっていました。解雇も自己都合、会社都合でいろいろと問題になっていました。

今は、雇用保険は加入されています。会社を解雇されたら失業保険を受給している。また、雇用保険に加入していますので、雇用調整助成金も休業手当でもらえます。そして、社会福祉協議会がされている貸付、観光客以外の外国人は、一律10万円の給付金を受領し、なんとかしのいでいる形です。ただ、勤務している会社の売上げが減少したということで、企業が政府から借りている無担保、無保証で借りていたお金をいずれは返済しないといけません。全国的に厳しい状況にございますので、12月から来年くらいから外国人も生活が苦しくなってくるかと思っています。

ただ、有り難いことにリーマンショックの時は、食べ物がないということで県社会福祉協議会やいろいろなところで食料を集め、持っていきました。現在は、フードバンクがございますので、そこからたちまち食べ物がない方へは配布されているかと思っています。

これからもっと困った人が出てきたら、相談件数は増えるかと思っています。

よく言われますのは、市役所に行くのは敷居が高いと言われます。私達は、相談に来られた外国人と必ず握手をします。現在、新型コロナウイルス感染症の影響で握手はできません。人間、言葉が通じなくても握手をすることで違います。握手して相手もそうですが怖い顔はしません。相談者の皆さんは「会ったら握手して欲しいですね。」と必ず仰います。行政職員の皆さんも窓口で握手をされたら、外国人の相談者が相談しやすくなります。社会福祉協議会は今後、切羽詰まった相談があるかと思いますが、その時は、また連絡していただければ連携を取りながら、滋賀県に住んで良かった、地域住民の一人だと感じてもらえるよ

うにしたいです。よろしくお願いします。

〔分科会長〕

ありがとうございました。とても時間がない中で、しかし、取り組まなければいけない課題がいくつか出たと思いますので、可能な限りこれを計画に盛り込みたいと思います。追加でお聞きすることもあるかと思いますが、その時はどうぞよろしくお願いいたします。

お二人ともありがとうございました。

〔委員〕

今年、夜間中学の検討会委員の一員ですので、ひな形で何とか動いていこうという方向で進んでいます。オンラインで併用した形でできないかという話です。

ただ、文部科学省はオンラインの形態の夜間中学校の形態を考えてなかったのもので、滋賀初で進めたいと思っています。滋賀県は、京都府や大阪府のように交通の便が発達していませんので、やはりオンライン併用は必要であるということで検討をしています。

夜間中学校開設に向けて前向きに進んでいる事だけ報告させていただきます。

〔分科会長〕

ありがとうございます。

この新型コロナウイルス感染症を逆手に取ってでも滋賀初で進めていくというとてもいいお話を聞きました。

これからも強固のネットワークでよろしくお願いいたします。

本日の議題を進めさせていただきます。

次期計画の基本理念、基本方針、取組の方向性です。

事務局から説明をお願いします。

〔事務局〕

資料説明

〔委員〕

ここでいう地域福祉とはどういう意味か確認したい。「地域福祉」のところと地域福祉のところと使い分けておられるのでしょうか。

思いを持って地域福祉を使う方がいる。福祉とはそういう意味で混乱されていることがありますので、福祉計画の福祉は何を指すのかを最初に示したほうがいいのではないかと思います。

〔事務局〕

カギ括弧の有無によって意味を意図的に使い分けている訳ではございません。委員の仰ったとおり、地域福祉の捉え方がいくつかあるということであれば、地域福祉の定義や理解をしっかりと共有するものを最初に出すことを考えていきたいと思っております。

〔委員〕

現計画の基本方針2に「地域の多様な人々の困りごとについて、その地域の人材やノウハウ、施設などの資源を有効に活用しながら解決する「場」やその「場」を広げていくための仕組みづくり」とありますが、これを地域福祉としてイメージして作業をされてきているということによろしいでしょうか。

〔事務局〕

前計画ではそのように位置付けていたという認識になるかと思います。

〔委員〕

検証をしていかなければいけないのは、誰がこれをしていくかであり、場と実際に何をやるのかを具体的に記載しないとイケません。地域福祉の推進と言われた時、誰が何を推進していくのか分からないとぼやけてしまいます。いいことだからみんなでボランティアをやりましょうという感じのことではなく、あるいは、公助の使い方も段階的なもので自助がダメだったら公助でということでは決してないと理解しております。地域福祉の考え方も丁寧に説明をしないと安上がりではないのかと捉えられてしまうことが懸念されますので、最初にこういう理念なのだと、地域福祉はということをおそらくともこういう場では共有することが大事なかなと思います。

〔分科会長〕

前回は記載されていなかったのでしょうか。

「ここでいう地域福祉とは」は記載しなかったのですね。

〔事務局〕

明記はされていません。

〔分科会長〕

次期計画では明記しましょうか。一口メモ的にも入れながら。実践としての地域福祉、理念としての地域福祉、政策としての地域福祉。これが、地域共生社会というものであり、制度化された地域福祉と言われているわけです。

このような中で「本地域福祉支援計画での地域福祉は云々と捉える。」ということに記載させていただきます。

自助、公助がありました。循環しており、自助は共助がない中で成り立たないという考え方になっております。そこはおさえつつ、皆さんに分かっていただくにはコラム的なものを出しながら説明をした方がよろしいかなと思います。これをお読みになるのは、市町や県民、県の様々な関係団体です。

上の基本理念は強調するために作ったものであります。

次に「担い手づくり」とありますが、担い手というとそれを分担して取り組むイメージになりますので、「参画への機会づくりと人づくり」とし、人づくりをいうと上から言っているイメージとなると言う人もおられますが、内容を記載する時は、「私づくり」、「みんなづくり」と記載したらよろしいです。参加・参画への機会づくり。障害のある方も、そういう機会がある。そして、人づくりとしましょう。

厚労省が言っている社会参加も担い手の社会参加です。経済社会への参加、就労支援、共同募金の参加を含めて。社会参加は政治参加でもあります。そのことを計画に記載せず、ニュアンスとして生活基盤を権利としてしっかり押さえながら人の助け合いがあるのが素敵という記載をした方がいいです。それを含めて記載するのは難しいですが、ニュアンスとしてはそういった形で議論が進んでおります。

災害や感染症のところに、差別のない福祉文化が入っているのはいいのでしょうか。

〔委員〕

前回の計画からの継承となっているかと思いますが、障害者差別を明文化し、結果的に差別のない多様な価値観を認め合う地域社会につながるかと思いますが、障害者の差別はもちろんあることだし、解消していかなければいけない問題だと思います。しかし、

最近、目につくのは、外国人への差別はキツイですし、認め合う福祉文化づくりを提言をして差別はよくないと考える人はいますが、生活に余裕がない人は差別的な人が多い傾向にあります。自身が頑張っているのに生活保護を受けているのはずるいとかいう話を聞きます。重点的取組ですので、差別そのものを重点課題として外国人、ひとり親世帯、障害者等が互いに価値を認め合う福祉文化づくりを進めていかないといけないと思います。障害だけを挙げるのではなく、いろいろなものを盛り込めるようにした方がいいと思います。

〔分科会長〕

取組の方向Ⅱ(3)にし、条例を通じた多様な価値観を認め合う福祉文化づくりとし、外国人問題、LGBT問題等今日的課題を(3)に起こすとしましょう。

〔委員〕

先生のお話を聞いていて、Ⅲ担い手づくりの(1)が福祉意識の向上や福祉教育のことですので、重複感があると思います。ここに入れるのがいいのか、多様な価値観を認め合う福祉文化づくりがどの辺を目指しているかにもよるかと思いますが、意識啓発の要素が強いのであれば教育と関連するのかと思った。

〔分科会長〕

意識啓発というより、基盤として、権利として認めるという両方に関わるので、どこに入れたらいいかが難しいですね。

〔委員〕

取組の方向は、事業ベースの施策のもので、地域福祉支援計画が小さくなっているというか、組み立てるのに無理が生じているように感じます。Ⅲの担い手づくりのところでは重視すべきは、「滋賀の福祉人」、分野を超えた福祉専門職、人づくりが非常に重要だと思います。そのことと、ノーマライゼーション、インクルーシブ、みんなが持つべき心はⅡにいくという整理にするのであれば、災害等具体的なものをどこに整理していくのかを考えないといけないと思います。

基本方針、取組に滋賀の福祉人のことが現れてきません。人づくりのことが基盤に含まれているのかわかりませんが、地域福祉計画だからこそ、横断的なソーシャルワーカー

一像、福祉専門職像を記載するべきだと思います。

〔分科会長〕

重点的取組に、方向性にするものがないならばという話です。三方よしによる支え手づくりに入らないと思います。そして、取組の方向が違うものがバラバラ入っているので、それに工夫がないかということです。

〔委員〕

新しいIができたということで、①にあえて「市町における」を入れるのがいいのかどうかということです。包括的な支援体制の構築は県域でつくる部分もありますので、あえて「市町」と記載する必要はないかと思います。これは、市町支援をしていくのであるというメッセージ性のあるものであればいいのですが。これは、市町がやることと捉えられるので、あえて記載する必要はないかと感じました。

また、取組内容も情報交換等が中心となっていますが、県行政として県域としてやっていくことを記載することになるかと思います。

〔委員〕

私もIがひっかかっている、包括的な支援体制の構築ということも書かれていますので、全体がそうであるということですね。中には、対象について書かれている部分があり、例えば、生活困窮者の分野横断的支援体制の拡大、ここは、対象と方法が書かれています。居住に課題を抱える者、ここは横断的。次からは、対象が書かれています。カテゴリーとして少し混乱が見られますので、支援対象について書くのか、支援方法について書くのかの整理が必要ではないでしょうか。対象について書く場合、これだけでは足りない、障害、子どもの分野はどうなっているのかとなるので、包括的な記載が必要となると思います。

〔分科会長〕

今までは、医療的ケア児の問題はなかった、これは忘れてはいけないと思い、書いてもらいました。これをどういう扱いをするのかということですね。

包括的な支援体制に入らないので、この人達をどうしようということですね。

〔委員〕

居住問題は非常に大事だと思っています。子供、若者、障害者にも通じることです。衣食住の食ということになった時に、フードバンクの取り組み、いわゆる食品ロスの観点から注目されている中で、県としてのバラバラ感を何とかして欲しいと感じます。民間が頑張っていたり、社協がそれぞれ頑張っていたり、頑張りが見えるところと実際は、団体が利用したいと思った時に、的確に食料が回ってこない、情報が回ってこないということは一つの計画の中で食の支援についても記載して欲しいです。住むところと食があれば、一定期間生きていけますので。

I(1)②制度の谷間・空白課題への対応ということで、経験測にはなっていますが、外に出られない人、SOSが出せない人には相談機関は敷居が高いです。

結局、県内では居場所づくりという表現がされていて、それは活動の拠点的居場所もあるかと思いますが、その人達にとっては、相談機関はハードルが高くてもとりあえず行ってSOSを発見する等の効果があります。そのため、居場所づくりの充実化を記載して欲しいと思います。

〔分科会長〕

縁創造実践センターの動きとして、新たな横断的な支援をする人材づくり（福祉人づくり）を盛り込む必要があります。

滋賀の福祉人と理念を持って取り組める人を育成する。

担い手は気になりませんか。

〔委員〕

私も担い手の表現をするとその人に任せてしまう印象を若干受けます。コーディネーターの担い手であればいいのですが、地域福祉の担い手はもう少し広い意味になってくるのかと思います。

〔分科会長〕

当事者も参加して担い手になってもらう。

〔委員〕

Iの包括的なところで、支援が多くあり、Ⅲで担い手がありますが、現場の感覚でい

うと支援を受けている人はずっと支援を受けるものではありません。支援を受けたら、次は支える側になると信じてやっていますし、実際、支える側が変わったりします。居場所づくりにいた子供達が次は居場所づくりにいる子供達に教えることもあります。地域福祉支援計画は、支援ばかりを進めるとしんどくなりますので、そういった表現がどこかにあるといいと思います。

1と3を分けて書かざるを得ないと思いますが、今支えられた人は、次は支える側に回るとというのが、地域福祉の醍醐味なのでそのことがどこかに入ればいいなと思いました。

〔分科会長〕

難しいですが、「相談支援体制の構築と循環」として入れましょう。

〔委員〕

基本理念で「一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現」と、本人が輝けるという部分を入れています。Ⅲ担い手づくりを参加、参画にもっていくのであれば、自分の自己実現、自分づくり、個人個人の良い方向に向けるということを記載できるといいと思います。

担い手づくりは人のための事ばかりになりますが、参加、参画であればそのようなことも含められると思います。

〔分科会長〕

地域福祉ですので、主体性が出るような表現にするといいですね。

〔委員〕

専らそのことに取り組む人をつくろうとするとしんどいと思います。役割を決めてしまうとその人に全てお任せという感じになってしまいます。循環といっても、全部自分がやりますというのではなく、今日は子供と遊べます等部分的な担い手でも十分いいという位の気安さで参加を促すのではなく、決心してやれる人だけが手を挙げてください。しかもそれがボランティアでやってくださいというのは厳しいと思います。柔らかく力を出し合っていきましょうということで共生の循環になると思います。

もう1つは、地域コーディネーターの位置付けは、最近、よく言われていることです。最近では、コミュニティソーシャルワーカーと言われていることもあります、同じではないと思いますが、これをどこに位置付けるかということだと思います。この人達がどういう場に入っていくというイメージはあるのでしょうか。

〔事務局〕

現計画に地域福祉コーディネーターの育成は記載しているが、実際は、ここ5カ年の中で推進が十分に進んでいないのが現状です。表現としてコーディネーターは落とさざるを得ないかと思っています。役割としては、中核となって様々な調整をしていただける方、民生委員、社会福祉法人の職員等、役割としては必要だと思っています。

〔分科会長〕

自治体によって使いが違いますので、県の方で言わない方が何かといいかなという気はします。コラムとして記載する程度でよいと思います。

〔委員〕

Ⅱ共生の地域福祉の推進のところの(1)①に民生委員児童委員活動の推進とすごく限定されていますが、民生委員が重荷に感じられるかなと思います。なり手がないうちで、このように記載をするのはどうなのかと思いました。

〔委員〕

確かにはっきりと民生委員児童員と固定して表現されると言いますか、現在、コロナ禍で想像していなかったことが起こっています。学区社協の福祉委員さんとか入っていると柔らかかなと思います。

〔分科会長〕

この記載は、民生委員活動をしやすくするためのバックアップについて書いています。福祉協力員やその他の方と協力してやっていく。そして、民生委員が活動しやすい環境づくりに変えた方がいいですね。もう少し研修をオンラインでできるようにする等です。

この委員会は、毎月の開催で申し訳ないですが、よろしく願いいたします。

はい、では事務局にお戻しいたします。ありがとうございます。

〔事務局〕

ありがとうございました。先程も申しあげましたとおり、本日の意見を踏まえて事務局の方でしっかりと整理をして来月の分科会において、また、ご意見を伺いと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

長時間にわたりまして熱心にご意見をいただきましてありがとうございました。本日は、これで終了させていただきます。ありがとうございました。